

公募型プロポーザル方式公告

下記業務について公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので公告する。

令和5年6月12日

愛知郡広域行政組合 管理者 小椋 正清

記

1 目的

本業務は、本組合給水区域内における漏水防止対策業務について、事業者の創意工夫により、効率的で良好な対策が実現できるよう技術提案を実施し、本業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者をプロポーザルにより選定し、その者に本業務を委託するために必要な事項を定める。

2 業務概要等

- (1) 業務名 令和5年度 一般第10号 漏水防止対策業務委託
- (2) 業務場所 給水区域全域
- (3) 業務目的

効率的な漏水防止対策とそれに基づく漏水調査による地下漏水の早期発見により、有収率向上を図ることを目的とする。

- (4) 業務内容 漏水防止対策年次計画業務
漏水防止対策（漏水調査）業務
その他附帯する業務
- (5) 委託期間 令和5年10月2日から令和10年9月29日
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (6) 見積限度額 29,964,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※なお、限度額を超えての提案は失格とする。

3 参加に必要な資格に関する事項

対象業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。

なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「公告の日」とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和5年度愛知郡広域行政組合入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者

ア 登録における参加希望種別が「漏水調査」である者

イ 近畿圏内に本社又は営業所を置く者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(4) 基準日前10年間に、給水人口3万人以上の水道事業体において漏水調査業務を受託した実績を有する者

(5) 本業務については、次の資格を有する者を配置できること。

公益社団法人日本水道協会に認定された水道管路施設管理技士2級以上の資格を有する者

(6) 基準日において、滋賀県及び愛知郡広域行政組合による指名停止の措置を講じられている期間中でない者

(7) 個人情報の漏洩、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。

委託業務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、愛知郡広域行政組合個人情報保護条例（平成21年条例第2号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定を遵守しなければならない。

4 参加表明書等の作成

参加申請者は、次に掲げる書類（以下「参加表明書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者及び参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 参加表明書

(2) 参加要件資料

参加要件資料記載上の留意事項

ア 技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

イ 同種又は類似業務の実績

① 同種業務の実績とは、官公庁（国、県、他の地方公共団体、公社、公団に限る。）

発注の上水道事業の漏水調査業務について、元請けとして基準日前10年間に受託した本業務と同様の業務が該当する。

② 会社としての業務実績は3件以内で記載すること。

③ 業務実績については、これを証明する契約書等の写しを添付すること。

ウ 当該業務の実施体制

① 配置を予定する技術者の資格、経歴等を記載すること。

これらの者の免許等の写し並びに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康保険被保険者証又は社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付すること。

② 「同種又は類似業務の経歴」は、基準日前 10 年間に受託した業務を対象とする。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

5 参加資格申請資料の配布及び参加表明書の提出

参加資格申請資料の配布及び参加表明書の提出は次のとおりとする。

(1) 配布期間及び配布場所

ア 期間

令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 7 月 6 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の執務時間中

イ 場所

東近江市鯉江町1676番地

愛知郡広域行政組合 水道事務所

電話 0749-46-0168

ホームページ <https://www.echi-kouiki.jp/>

(2) 提出期間、提出場所及び方法等

ア 期間 前項の(1)に同じ

イ 場所 前項の(1)に同じ

ウ 方法 持参（郵送又は電送は受け付けない）

エ 提出書類の作成等参加表明書は指定様式で作成し、全てを 1 冊に袋とじする（参加表明書表封印箇所に押印）。

オ 提出部数 1 部

カ 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、参加申請者の負担とする。

キ 提出された参加表明書は返却しないが、参加資格の審査以外に無断で使用しない。また、提出期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

6 参加資格審査等

(1) 参加表明書の提出があった者の中から要件を審査し、対象業務のプロポーザルに参加できる者を選定する（以下「参加者」という）。

(2) 参加表明書を提出した者のうち、対象業務のプロポーザルに参加できない者のみにその理由を付して書面により通知する（以下「参加不適合通知」という）。

(3) 「参加不適合通知」は、令和 5 年 7 月 13 日（木）に通知（電話及び郵送）する。

7 仕様書等の配布

仕様書等は、当該プロポーザル参加者に次のとおり引き渡す。

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から令和 5 年 7 月 18 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝

日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの執務時間中。

(2) 場所

愛知郡広域行政組合 水道事務所 (1階 事務室)

(3) その他

データとして記憶媒体 (CD-R) で配布しますので、交換用の記憶媒体を持参すること。

8 技術提案を求める具体的内容

(1) 提案項目

ア 業務体制

- ① 業務の実施体制
- ② 緊急時の体制

イ 業務内容

- ① 実施計画
- ② 有収率向上の技術提案
- ③ その他提案

ウ 個人情報保護

- ① 個人情報保護対策

(2) 評価内容

ア 業務体制

- ① 業務の実施体制
 - ・本業務に適した技術員が確保できているか。
 - ・指揮命令系統や責任体制は明確であるか。
 - ・安全管理や社員教育は適切に行われているか。
- ② 緊急時の体制
 - 緊急漏水調査の技術員配置体制はとれているか。

イ 業務内容

- ① 実施計画
 - ・業務スケジュールは、有収率向上が見込まれる内容であり、計画的であるか。
 - ・調査結果を踏まえた効率的な計画であるか。
- ② 有収率向上の技術提案
 - ・有収率が向上できる技術提案であるか。
 - ・調査業務を熟知し、具体的且つ効果的な調査手法であるか。
- ③ その他提案
 - ・本業務に関連し、給水サービスの向上に繋がる提案があるか。

ウ 個人情報保護

- ① 個人情報保護対策

- ・個人情報の管理体制がとれているか。

(3) 採点基準

ア 配点

業務提案書及びプレゼンテーション、その他提出された書類により採点を行うが、各項目の配点は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点	
1 価格	・見積価格	15	
2 実績	・業務実績	10	
3 業務体制	・業務の実施体制	10	15
	・緊急時の体制	5	
4 業務内容	・実施計画	10	50
	・有収率向上の技術提案	35	
	・その他提案	5	
5 個人情報保護	・個人情報保護対策	5	
6 プレゼンテーション		5	
合計		100	

イ 採点基準

- ① 価格以外の評価項目に対する採点基準は以下のとおり

評価内容	採点化の方法
A 特に優れている	配点×1.0
B 優れている	配点×0.8
C 普通	配点×0.6
D やや劣る	配点×0.4
E 劣る	配点×0.2

- ② 価格の採点基準は、以下のとおり。

$$\text{採点} = \text{配点} \times (1 - \text{提案見積額} \div \text{見積限度額})$$

※少数点以下が発生した場合は、小数点以下を四捨五入し整数に丸める。

※提案見積額が見積限度額を上回る場合、もしくは予定価格を下回る場合は、失格とする。

- ③ 業務実績の採点基準は、以下のとおり。

評価項目	評価内容	採点化の方法
業務実績	実績数 = 1 件	3 点
	実績数 = 2 件	6 点
	実績数 = 3 件	10 点

9 業務提案書の作成・提出

(1) 業務提案書

別添の様式によること。

(2) 技術資料

別添の様式によること。

(3) 業務提案書記載上の留意事項

ア 配置予定技術者の資格、経歴等の状況

① 「最近10年間の主な業務」は、基準日前10年間に受託した業務を対象として記載すること。

② 資格、主な業務及び同種又は類似業務の実績については、これを証明する資格者証、契約書等の写しを添付すること。

③ 配置を予定する技術者の資格、経歴等を記載すること。

公益社団法人日本水道協会に認定された水道管路施設管理技士2級以上の資格を有する者であること。

これらの者の免許等の写し並びに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康保険被保険者証又は社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付すること。

④ 配置予定技術者等は、原則、変更することはできない。

イ 技術提案

求められた技術提案について、プレゼンテーションの実演時間内に説明可能な内容で簡潔にまとめること。

ウ 業務に係る費用とその内訳（提案見積）

① 見積書の様式は自由とする。

② 必要に応じて、内訳についての詳細提示をさらに求めることがある。

③ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

④ 業務提案書の内容に提案見積金額は記入しないこと。

⑤ 見積書は、業務提案書とは別に、封かん、封印し提出すること。

(4) 業務提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年8月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

提出時間は、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 5(1)に同じ。

ウ 提出部数 8部

エ 提出方法 持参とする。

10 質疑、回答

発注者が求める技術提案項目に係る質問及び業務提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問について受付します。ただし、技術提案内容に係る質問及び積算等に係る質

問の場合は、原則として非公表とします。

(1) 受付期間 令和5年7月25日(火) 正午まで

(2) 提出方法

ア 指定様式によりファックスすること。

イ 質疑についてはファックスに限るものとし、電話での応対や対面でのヒアリングは致しません(参加表明書提出後の来庁は原則禁止)。

(3) 提出場所

5 (1) に同じ。

(4) 回答

参加者に対し令和5年8月1日(火)の正午までにファックスで回答する。

11 技術審査(プレゼンテーション・ヒアリングの実施)

(1) プレゼンテーションは、業務提案書の内容の範囲内で行うこととし、業務提案書に記載のない内容や資料は、審査の対象外であり認めません。

(2) 出席者は、3人以内とし、配置予定技術者を含むこと。

(3) 実施日時

令和5年8月29日(火)開催時間については基礎審査後に通知する。

実施の順番は業務提案書提出の先着順とする。

(4) 実施場所

愛知郡広域行政組合総務課 東近江市小八木町16番地 3F

(5) 実施時間

各社40分(準備5分、説明20分、ヒアリング10分程度、片付け5分)

(6) プレゼンテーションの留意事項

ア 当日の追加資料配布は認めません。

イ パソコン、プロジェクタ、スクリーン等を使用する場合は説明は可とする。

また、パソコン等、プレゼンテーションに機器が必要な場合は各自で用意すること。

ただし、スクリーン、プロジェクタについては、当組合で用意しますので使用可とする。

12 審査の方法

(1) 提出された業務提案書とプレゼンテーションに対して審査を行う。

(2) プレゼンテーション終了後に審査(採点)を行い、すべての審査終了後に結果を集計し、最適候補者を決定する。

(3) 審査の結果、最高点の者が同点で2社以上ある場合は、見積額が安価な者から順に候補者を選定する。

それでも決まらない場合はくじ引きとする。

13 審査結果の通知、公表について

(1) 評価内容は、ファックスにより参加者個別に通知し、後日原本を郵送します。

- (2) 審査結果の公表は、最優秀提案事業者と次点者を公表します。
- 14 プロポーザルに係る留意事項について
- (1) プロポーザル参加費用の負担
 - プロポーザル参加にかかる費用は参加者の負担とする。
 - (2) 提出書類の取扱い
 - ア 提出書類は変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしない。
 - イ 提出書類は選考に関する目的以外に使用しない。
 - また、提出書類の著作権は当組合に帰属するものとする。
 - (3) 提案の無効
 - 次のいずれかに該当するときは無効とする。
 - ア 参加資格条件を欠くもの。
 - イ 提出書類に虚偽の記載が認められるもの。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - エ 提出する業務提案書を、委託者の許可なしに第三者へ閲覧等があったとき。
 - エ 信義に反する行為があったとき。
 - オ その他選考に係る不正行為があったとき。
 - (4) その他
 - 公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがあります。また、中止に伴いプロポーザル参加者側が負担した費用については、当組合は一切責任を負いません。
- 15 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 - 免除する。
 - (2) 契約保証金
 - 免除する。
- 16 その他
- 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令並びに愛知郡広域行政組合財務規則、愛知郡広域行政建設工事入札執行要領の定めによる。